

Ⅱ-2 建築確認事前相談取扱い

1 熊本県建築確認事前相談取扱い要領

第1 基本事項

この要領は、平成18年6月21日改正（平成19年6月20日施行）の改正建築基準法に基づく建築確認審査等を円滑に行うために、熊本県内の建築物に係る建築確認に関する事前相談について事務取扱いを定めるものである。

第2 用語の定義

この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 建築主事等 建築主事又は指定確認検査機関をいう。
- 二 設計者等 設計者、設計者に委任された者その他確認事前相談又は一般事前相談を行う者をいう。
- 三 確認事前相談 設計者等が円滑な確認審査を受けるために、確認申請図書としての具体性を持った計画の法適合性や建築基準関係規定の解釈等に関して建築主事等に相談することをいう。
- 四 一般事前相談 設計者等が予め計画の法適合性や建築基準関係規定の解釈等に関して建築主事等に相談すること（前号に該当するものを除く。）をいう。

第3 確認事前相談

- 1 設計者等は、建築主事等に確認事前相談を申し出ることができる。
- 2 確認事前相談は、原則として書面（A1号様式又はこれに準ずる書式）により行うものとするが、軽易なものについては口頭によることができるものとする。
- 3 確認事前相談を受けた建築主事等は、一週間以内（軽易なものについては三日以内）に回答するよう努めるものとする。
- 4 設計者等が当該確認申請の提出先として予定する建築主事等に対し書面により確認事前相談を行った場合の回答は、原則として書面（A2号様式又はこれに準ずる書式）により回答するものとする。
- 5 前項の場合以外の確認事前相談に対する回答は、原則として口頭により行うものとする。

第4 指定構造計算適合性判定機関に対する相談

- 1 指定構造計算適合性判定機関（以下「適判機関」という。）に対する相談及び回答は、各適判機関が定めるところによる。
- 2 設計者等は、事前相談の結果等により建築計画の変更を要する場合には、建築確認図書へ当該変更内容を反映させ、建築主事等へ提出する図書と適判機関へ提出する図書との間に不整合を生じさせないようにする。

第5 一般事前相談

- 1 設計者等は、建築主事等に書面（任意様式）又は口頭により一般事前相談を申し出ることができる。
- 2 一般事前相談に対する回答は、原則として口頭により行うものとする。

第6 委任

この要領に定めるもののほか、要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成19年9月7日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

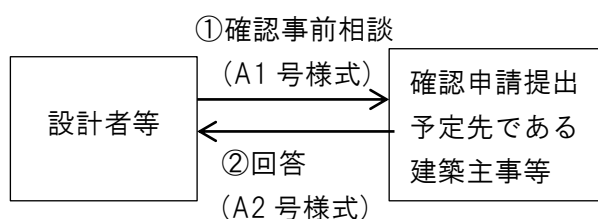
この要領は、平成27年6月1日から施行する。

2 要領の解説

■確認事前相談先・相談方法による回答方法の区分（第3第4項及び第5項）

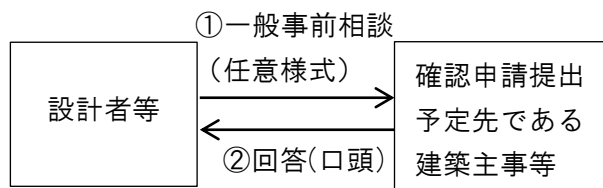
確認事前相談書提出先	相談方法	回答方法
確認申請書提出予定先 である建築主事等	書面（A1号様式）	書面（A2号様式）により回答
	口頭	
上記以外の建築主事等	書面（A1号様式）	口頭により回答
	口頭	

■確認事前相談の流れ（第3第1項から第5項）



※軽易なものは口頭による相談とすることも可。口頭による相談には口頭で回答する。
※確認申請提出予定先以外の建築主事等に相談があった場合は口頭で回答する。

■一般事前相談の流れ（第5第1項及び第2項）



※軽易なものは口頭による一般事前相談とすることも可。